

基本契約書（案）に関する質問回答書（第2回）

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	5		(2)	株主の誓約	「甲の事前の承諾なくしてその保有する本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。また、甲が本件会社の株式に担保権を設定する場合には、甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければならない。これに協力し、なんらの異議も申し立てないこと。【甲の担保権設定によって、本件会社の出資者が乙グループの構成員とは無関係の第三者となると業務に支障が出る可能性があるため、上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。】」	基本契約書（案）のとおりとします。
2	4	10	1		本件会社の支援	損害賠償義務及び違約金支払い義務の履行の保証について「代表企業のみ」がその責を負うのは過重に過ぎると思います。この項について何らかの変更を加えることはどうあっても考えられないのでしょうか？	基本契約書（案）のとおりとします。本条は、甲に対する責任を規定しているもので、企業グループ内部の責任分担を定めるものではありません。したがって、グループ内部で任意の責任分担を定めていただいて結構です。
3	4	10	1		本件会社の支援	維持管理・運営委託契約書(案)の16頁、第58条と本項とは一部重複するものと思われませんが、その考え方をご教示願えませんか？	各契約の当事者が異なるため、重複した内容となっております。なお、甲は、基本契約と維持管理・運営契約の違約金を重畳的に請求することはありません。
4	4	12			基本契約上の権利義務の譲渡の禁止	「甲及び乙は、他の当事者の事前の書面による承諾なくこの基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。」【上記のように修正させて頂きました。ご検討下さい。】	ご意見として承ります。

【基本契約書（案）に関する質問回答書（第2回）】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5	4	14			秘密保持義務	<p>「甲、乙及び本件会社は、この基本契約上の履行に関し他の当事者から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ情報提供者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本契約の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び市が薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号）に基づき開示する場合は、甲、乙及び本件会社は、開示の可否、開示内容等について事前に別途協議のうえ決定する。この限りではない。」【裁判所等による開示の場合についても、乙らの技術上のノウハウ等が含まれている可能性があるため、上記のとおり修正させていただきました。ご検討下さい。】</p>	<p>基本協定書(案)のとおりとします。</p>
6	8	2			通知義務	<p>「甲は、設計・建設期間の変更、延長、設計・建設業務の中止その他維持管理・運営委託契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、甲による通知の内容に従って、甲乙別途協議のうえ、当然に変更されるものとする。【上記のような変更が生じた場合は協議が必要であると考えられますので、上記のとおり修正させていただきました。ご検討下さい。】</p>	<p>基本契約書(案)のとおりとします。 市と保証人との取り決めのため、甲乙の協議は不要です。</p>
7	8	4			保証の上限	<p>「第1条の保証の額の上限は、[●]とする。」 【基本契約第10条2項の「委託金額の総額を15で除した額」が入ると考えますが、如何でしょうか。ご教授願います。】</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
8	9	8			管轄裁判所	<p>「本保証は、本保証に関する紛争は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。【理由：主語が重複しておりますので、上記のとおり修正させていただきます。】</p>	<p>ご指摘のとおりです。以下のとおり修正いたします。 (管轄裁判所) 第8条 本保証に関する紛争は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</p>